

不法無線局による障害事例

不法無線局とは、電波の利用に必要な無線局の免許又は登録を受けていないにも関わらず開設（電波の発射が可能な状態）又は運用した無線局をいいます。

この不法無線局から発射される電波は、免許又は登録を受けて使用している他の無線局の通信を妨害するおそれがあります。また、改造された不法無線局からの電波が、携帯電話やテレビ・ラジオ、さらには消防・救急、警察や鉄道、航空機などの人命に関わる重要無線通信を妨害した場合は、私たちの生活を脅かすこととなります。

○ 不法アマチュア無線

不法アマチュア無線には、無線局の免許を取得しないで運用するものと、指定された周波数以外の電波を発射できるように改造した無線機を使用するものがあります。

不法に改造された無線機で、アマチュア無線用として割り当てられている周波数以外の150MHz帯や400MHz帯の電波を発射すると、これらの周波数帯の電波を使用している国・地方行政や鉄道などの公共性の高い無線局に重大な影響を与えるおそれがあります。

○ 不法市民ラジオ

不法市民ラジオが使用する周波数帯（26.1MHz～28MHzの周波数）は、船舶の緊急通信にも使用されているため、妨害があった場合には遭難救助に関する通信などが困難となり、人命に関わる重大な影響が出るおそれがあります。

また、不法無線機の出力が大きい場合は、テレビ・ラジオの受信に障害を与え、画面にブロック状のノイズが現れ音声が乱れるなど視聴が困難となるほか、電話回線への音声や雑音の混入、電子機器（OA機器、家電製品等）の誤動作誘発など、日常生活に大きな影響を与えるおそれがあります。

○ 不法パーソナル無線

パーソナル無線の制度は、平成27年11月30日をもって廃止されました。かつてパーソナル無線が使用していた周波数帯（900MHz帯）は、現在では携帯電話などに使用されており、妨害があったときは、一度に多くの利用者が通信不能になるなど、社会的に大きな影響が出るおそれがあります。

○ その他（FRS、GMRS等）

近年、462MHz帯及び467MHz帯の周波数を使用するFRS (Family Radio Service) やGMRS (General Mobile Radio Service) 等の外国規格無線機が、インターネットショッピング・オークション等で多く流通している状況にあります。これらの無線機を日本で使用した場合、タクシーや放送などで使用される公共性の高い無線局に重大な影響を与えるおそれがあります。

